

## 船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第139号	
事故等種類	衝突（橋脚）	
発生日時	平成23年7月12日 14時00分ごろ	
発生場所	東京都北区新荒川大橋（新河岸川側） （概位 北緯35°47.0′ 東経139°43.5′）	
事故等調査の経過	平成23年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 <sup>しんきみ</sup> 新君丸、131トン	
船舶番号、船舶所有者等	141249、日鐵物流君津株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷船首ブルワーク凹損及び亀裂 橋脚 コンクリート剥離	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、鋼管約316tを積載し、船首約2.30m、船尾約2.40mの喫水で新荒川大橋の新河岸川側の下流付近の右岸寄りを上流に向かって航行中、同橋上流側の右岸付近に河川清掃船（登録長11.95m、登録幅3.22m）を認めたことから、汽笛を吹鳴して注意喚起を行い、機関を中立とした。</p> <p>本船は、潮汐の影響による上流に向かう川の流れに圧流され、新河岸川の中央部に設置された新荒川大橋の橋脚に接近したことから機関を後進としたが、平成23年7月12日14時00分ごろ左舷船首部が同橋脚に衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>新荒川大橋の新河岸川側は、橋脚の右岸側（以下「右岸水路」という。）及び左岸側（以下「左岸水路」という。）が通航できるようになっていた。</p> <p>船長は、新荒川大橋下の新河岸川側を通過する際、左岸水路の水深が浅いと聞いていたので、常に右岸水路を通航していた。</p> <p>船長は、左岸水路の水深を調査したことがなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、新荒川大橋の新河岸川側の下流付近の右岸寄りを上流に向かって航行中、右岸水路の上流側に河川清掃船を認めて機関を中立とした際、潮汐の影響で上流に向かう川の流れを考慮した停船措置を講じなかったことから、川の流れに圧流されて同橋の橋脚に衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、新荒川大橋の新河岸川側の下流付近の右岸寄りを上流に向かって航行中、右岸水路の上流側に河川清掃船を認めて機関を中立	

	<p>とした際、潮汐の影響で上流に向かう川の流れを考慮した停船措置を講じなかったため、川の流れに圧流されて同橋の橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
--	---